



2026年6月18日

各位

会社名 ムノバホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 福田 光秀
(コード番号：547A、東証プライム市場)
問合せ先 グループコミュニケーション部 寺坂 啓志
(TEL. 075-320-0081)

(訂正) 公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う「あんしん保証株式会社株券(証券コード7183)に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の一部訂正に関するお知らせ

ムノバホールディングス株式会社(以下「公開買付者」といいます。)は、あんしん保証株式会社(証券コード7183、株式会社東京証券取引所スタンダード市場上場、以下「対象者」といいます。)の普通株式(以下「対象者株式」といいます。)及び2016年8月9日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第6回新株予約権(行使期間は2018年8月10日から2026年8月9日まで)のうち、2026年5月12日現在現存するもの(以下「本新株予約権」といいます。)に対する公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)に関して、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。)第27条の8第2項に基づく公開買付届出書の訂正届出書を2026年6月18日付で関東財務局長に提出いたしました。

これに伴い、公開買付者が2026年5月12日付で公表した「あんしん保証株式会社株券(証券コード7183)に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の内容を下記のとおり訂正いたしますので、お知らせいたします。

なお、本訂正は、法第27条の3第2項第1号に定義される買付条件等の変更ではありません。

記

I. 訂正の理由

公開買付者の特別関係者に異動が生じたことにより、記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたことによるものです。

II. 訂正の内容

訂正箇所には下線を付しております。

3. 対象者の概要及び買付け等の条件等

(5) 買付け等による株券等所有割合の異動

(訂正前)

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等前における株券等所有割合 一%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	<u>67,860</u> 個	(買付け等前における株券等所有割合 <u>39.02%</u>)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	109,840 個	(買付け等後における株券等所有割合 63.16%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	64,080 個	(買付け等後における株券等所有割合 36.84%)

対象者の総株主の議決権の数	173,660 個	
---------------	-----------	--

- (注1) 「買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定数 (10,984,018 株) に係る議決権の数を記載しております。
- (注2) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者（但し、特別関係者のうち法第 27 条の 2 第 1 項各号における株券等所有割合の計算において発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第 3 条第 2 項第 1 号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。）が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。但し、本公開買付けにおいては、特別関係者のうち AG キャピタルが所有する株券等についても買付け等の対象としているため、「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」の計算においては、AG キャピタルが所有する対象者株式の数 (378,000 株) に係る議決権の数は分子に加算しておりません。
- (注3) 「対象者の総株主の議決権の数」は、対象者が 2025 年 11 月 11 日に提出した第 24 期半期報告書（以下「対象者半期報告書」といいます。）に記載された 2025 年 9 月 30 日現在の総株主等の議決権の数です。但し、単元未満株式（但し、対象者が所有する単元未満の自己株式を除きます。）及び本新株予約権の行使により発行又は交付される可能性のある対象者株式についても本公開買付けの対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、本基準株式数 (17,392,018 株) に係る議決権数 (173,920 個) を分母として計算しております。
- (注4) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(訂正後)

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等前における株券等所有割合 ー%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	<u>70,692</u> 個	(買付け等前における株券等所有割合 <u>40.65%</u>)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	109,840 個	(買付け等後における株券等所有割合 63.16%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	64,080 個	(買付け等後における株券等所有割合 36.84%)
対象者の総株主の議決権の数	173,660 個	

- (注1) 「買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定数 (10,984,018 株) に係る議決権の数を記載しております。
- (注2) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者（但し、特別関係者のうち法第 27 条の 2 第 1 項各号における株券等所有割合の計算において発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第 3 条第 2 項第 1 号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。）が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。但し、本公開買付けにおいては、特別関係者のうち AG キャピタルが所有する株券等及び増井啓司氏が所有する株券等についても買付け等の対象としているため、「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」の計算においては、AG キャピタルが所有する対象者株式の数 (378,000 株) 及び増井啓司氏が所有する対象者株式の数 (283,200 株) に係る議決権の数は分子に加算しておりません。

- (注3) 「対象者の総株主の議決権の数」は、対象者が2025年11月11日に提出した第24期半期報告書(以下「対象者半期報告書」といいます。)に記載された2025年9月30日現在の総株主等の議決権の数です。但し、単元未満株式(但し、対象者が所有する単元未満の自己株式を除きます。)及び本新株予約権の行使により発行又は交付される可能性のある対象者株式についても本公開買付けの対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、本基準株式数(17,392,018株)に係る議決権数(173,920個)を分母として計算しております。
- (注4) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

以上